

富山県長期優良住宅建築等計画認定基準

第1 居住環境基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次のとおりとする。

- 1 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等の区域内において、申請に係る住宅が、当該地区計画等中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限であって、建築確認で別途審査を行う条例制定項目以外の項目に限る。）に適合すること。
- 2 景観法第8条に規定する景観計画の区域内において、申請に係る住宅が、当該景観計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合すること。
- 3 申請に係る住宅が、次に掲げる区域にないこと。ただし、当該区域内であっても、許可や当該住宅が区域の設定の目的を達成するためのものであることなどにより、長期にわたる立地が想定されることが判明している場合には、この限りでない。
 - (1) 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
 - (2) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
 - (3) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
 - (4) 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

第2 災害配慮基準

法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請があった場合における法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する基準は、申請に係る住宅が次の区域にないこととする。ただし、区域の指定解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合にあっては、この限りでない。

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域
- 2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- 3 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域